

## 王寺町地域包括支援センター運営規程

### (目的)

第1条 王寺町(以下「町」という。)が開設する指定介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「本事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要支援状態又は要介護状態になるおそれのある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を行うことを目的とする。

### (運営方針)

第2条 担当職員は、事業の提供にあたっては利用者の心身の特性を踏まえて、要介護状態の予防と、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の運営にあたっては、王寺町、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防事業者、介護保険施設、医療関係者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。

5 センターは、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のための必要な体制整備を行うとともに、担当職員に対して研修等を行うものとする。

6 上記のほか「王寺町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成26年王寺町条例第32号。以下「条例」という。)に定める内容を遵守するものとする。

### (名称及び所在地)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 王寺町地域包括支援センター

(2) 所在地 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第4条 地域包括支援センターに勤務する職員の職種、職員数は次のとおりである。

(1) 管理者 1名

管理者は、センターの担当職員の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実

施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。

管理者は、センターの担当職員に第2条第6項に定める内容を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。ただし、管理上問題がない場合は次の号に掲げる業務に従事することができる。

- (2) 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（又はこれらに準ずる者であり、介護予防支援に関する知識を有する者。原則として常勤職員とする。）各1名以上

担当職員は、要支援者からの相談に応じるほか、依頼による介護予防サービス・支援計画表（以下「介護予防ケアプラン」という。）の作成、サービス調整業務、要支援者等へのモニタリング等一連のマネジメント業務に従事するものとする。

- 2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、および12月29日から翌年1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (3) 上記の営業日・営業時間外にも利用者との連絡が可能な体制とする。

（事業内容）

第6条 地域包括支援センターは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項から第3項までに掲げる包括的支援事業、法第8条の2第16項に定める介護予防支援事業、王寺町独自事業その他厚生労働省令で定める以下の事業等を行う。

- (1) 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域支援事業に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（介護予防事業に関するケアマネジメント業務）
- (2) 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他、被保険者の保健・福祉の向上及び医療との連携を図るための総合的な支援を行う事業（介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合相談支援業務）
- (3) 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業（権利擁護業務）
- (4) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による、被保険者の居宅サービス計画状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該

被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業(支援困難ケースへの対応など、ケアマネジャーへの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務)

(5) 指定介護予防支援事業所を設置し、指定介護予防支援事業、介護予防給付に関するケアマネジメント業務を実施する。事業の内容は次のとおりとする。

- ① 利用申込受付
- ② 契約締結
- ③ アセスメントの実施
- ④ 介護予防サービス計画の原案作成
- ⑤ サービス担当者会議の開催
- ⑥ 介護予防サービス計画の交付
- ⑦ サービスの調整
- ⑧ モニタリングと評価
- ⑨ 給付管理業務
- ⑩ 日常の連絡調整
- ⑪ 相談援助
- ⑫ 介護報酬の請求

(利用料等)

第7条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示及び王寺町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額とする。

2 介護支援専門員等が通常サービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)を徴収する。

(事業の委託)

第8条 センターは、介護予防支援事業を行うにあたって介護予防サービス計画の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(事業実施地域)

第9条 通常事業の実施地域は、王寺町内とする。

(苦情・ハラスメント対応)

第10条 本事業は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置、記録の整備その他必要な措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかにその家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 本事業は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 本事業は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供中に、担当職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを王寺町に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第13条 本事業は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 本事業は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(感染症の予防及びまん延防止について)

第14条 本事業において感染症の予防、又は感染症がまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 本事業において、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ることとする。
- (2) 本事業における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 本事業において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施することとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開

を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 センターは、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（秘密の保持）

第16条 本事業の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 本事業は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本事業は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第17条 本事業は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- 2 前項に規定する研修の実施に当たっては、王寺町及び他の指定介護予防支援事業者との連携を図ることとする。
- 3 本事業は、指定介護予防支援の一部を指定介護予防支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 4 本事業は、介護支援専門員の働きやすい環境を守り、推進していく観点から、著しい不信行為（ハラスメント行為を含む）が、利用者やその家族から介護支援専門員に対してあった場合は、契約を解除することができる。
- 5 本事業は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は別に定める。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年2月10日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。